

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正後	改正前
<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>二十 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十九条条第一項第一号に掲げる業務を行うものとして同項の承認を受けた者（<u>同号に掲げる業務を行う場合に限る。</u>）及び同法第七十一条第一項第一号に掲げる業務を行うものとして同項の承認を受けた者（<u>同号に掲げる業務を行う場合に限る。</u>）</p> <p>二十一～二十七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第九号、第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十七号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者（以下この条において「届出者」という。）は、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面により、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>二十 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十九条条第一項第二号に掲げる業務を行うものとして同項の承認を受けた者（<u>同項第二号に掲げる業務を行う場合に限る。</u>）</p> <p>二十一～二十七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第九号、第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十七号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者（以下この条において「届出者」という。）は、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面により、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一～三（略）</p>

<p>四 第一項第二十七号に掲げる者に係る届出者 次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 代表者の役職名及び氏名</p> <p>ハ〜ヘ (略)</p> <p>4 12 (略)</p>	<p>四 第一項第二十七号に掲げる者に係る届出者 次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 代表者の役職名及び氏名</p> <p>ハ〜ヘ (略)</p> <p>4 12 (略)</p>
---	---